

さぬき市津田診療所 会計年度任用職員募集要項

津田診療所では、次のとおり令和8年度に任用する会計年度任用職員を募集します。

採用の合否については、提出書類および面接等により決定し、後日通知します。

職種、勤務日、勤務時間、必要な資格および経験等、業務内容、報酬、社会保険等、募集人員

職種	勤務日 (祝日および 12月29日～ 1月3日を除く)	勤務時間	必要な資格 および経験等	業務内容	報酬	社会保険等	募集 人員
看護師1	月～金	8:30～17:00	・看護師免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・看護業務（外来） ・薬品・診療材料管理等	月額 283,645円	・共済（短期） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務災害保険	1名
看護師2	月～金	8:30～15:30	・看護師免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・看護業務（外来） ・薬品・診療材料管理等	時間額 1,800円	・共済（短期） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務災害保険	2名
看護師3	月～水 第1・3週金	8:30～12:30 8:30～12:30	・看護師免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・看護業務（外来） ・薬品・診療材料管理等	時間額 1,800円	・公務災害保険	1名
医療事務員1	月・水・金 火・木	8:30～16:30 8:30～14:30	・医療事務免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・医療事務業務 ・一般事務等	時間額 1,309円	・共済（短期） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務災害保険	1名
医療事務員2	月・金 火・水・木	8:30～14:30 8:30～16:30	・医療事務免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・医療事務業務 ・一般事務等	時間額 1,309円	・共済（短期） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務災害保険	1名
医療事務員3	月～金 第2・4週 水	8:30～12:30 8:30～16:30	・医療事務免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・医療事務業務 ・一般事務等	時間額 1,309円	・共済（短期） ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務災害保険	1名
医療事務員4	月～水 第1・3週 金 第2・4週 水	8:30～12:30 8:30～12:30 8:30～16:30	・医療事務免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・医療事務業務 ・一般事務等	時間額 1,309円	・公務災害保険	1名
医療事務員5	月・火・水・金	8:30～12:30	・医療事務免許 ・Word、Excel等のパソコン操作ができること	・医療事務業務 ・一般事務等	時間額 1,309円	・公務災害保険	1名

1 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。）

2 その他の勤務条件

（1）費用弁償 自動車等の場合は使用距離区分に応じた月額、交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します。

（2）年次休暇 規定に基づき付与します。

（3）期末・勤勉手当の支給があります。

（4）看護師については、勤務日数に応じて特殊勤務に係る加算（月5,000円程度）の支給があります。

3 応募方法

（1）提出書類 採用を希望する方は、所定の「臨時職員採用申込書兼履歴書」に必要事項を記入のうえ、必要な免許や資格等の写しを添えて期限内にお申し込みください。

※「臨時職員採用申込書兼履歴書」はハローワーク、津田診療所でお受け取りいただくな、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを使用してください。

（2）提出方法 津田診療所の窓口へ提出してください。

（3）募集期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月9日（月）

（4）受付時間 募集期間中の平日午前8時30分～午後5時まで

4 選考方法

提出書類および面接による選考を行います。

- (1) 面接日時 募集締切後、後日郵送又は電話等にてお知らせします。
- (2) 面接場所 津田診療所（さぬき市津田町津田1673番地1）

5 申し込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した人

6 その他

- (1) 申し込むことができる職種は、上記のうち1つに限られ、申込受付後の変更は認められません。
- (2) 「必要な資格および経験等」欄に記載されている資格等については、原則として令和8年3月31日までに取得見込みであっても申込みができます。ただし、令和8年3月31日までにその資格等を取得できなかつたときは、採用される資格を取り消すものとします。
- (3) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報はこの採用試験及び採用手続き以外の目的に利用することはありません。

7 申込・問合先

さぬき市国民健康保険津田診療所（さぬき市津田町津田1673番地1）

電話 （0879）23-7122